

別紙3（総合医療特約等の改定内容（骨髄移植ドナーに対する給付の対象範囲の拡大））

◇総合医療特約

改定後	旧：現行	備考		
<p>第5条（疾病入院給付金の支払い）</p> <p>① 次表に定めるところにより、疾病入院給付金を被保険者に支払います。</p> <table border="1" data-bbox="100 331 958 459"> <tr> <td data-bbox="100 331 235 459">1. 支払理由</td> <td data-bbox="241 331 958 459">被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたときに支払います。 イ. この特約の責任開始期^[1]以後に発病した^[2]疾病を直接の原因とする入院^[3]であること</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（途中省略）</p> <p>⑥ 次の入院は、疾病を直接の原因とする入院とみなします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 不慮の事故以外の外因による傷害による入院 不慮の事故による傷害を直接の原因としてその事故の日から起算して180日を経過して開始した入院 異常分娩^{（みんべん）}を直接の原因とする、公的医療保険制度^[12]において保険給付の対象となる入院 骨髄幹細胞の採取手術^[13]を直接の目的としている入院。ただし、この特約の責任開始の日から起算して1年を経過した日以降の入院に限りです。 	1. 支払理由	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたときに支払います。 イ. この特約の責任開始期 ^[1] 以後に発病した ^[2] 疾病を直接の原因とする入院 ^[3] であること	<p>第5条（疾病入院給付金の支払い）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>	<p>次の特約および保険種類についても同様に改定します。（条番号等は商品によって異なります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 入院保障充実特約(09) 子ども総合医療特約 子ども入院保障充実特約(09) 継続入院収入サポート特約 5年ごと利差配当付医療定期保険 5年ごと利差配当付医療終身保険 <p>（無配当医療定期保険(09)および無配当医療終身保険(09)についても同様に取り扱いします。）</p>
1. 支払理由	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたときに支払います。 イ. この特約の責任開始期 ^[1] 以後に発病した ^[2] 疾病を直接の原因とする入院 ^[3] であること			
<p>第5条補則</p> <p>[1]この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始期とし、復旧または入院給付日額の増額の際の入院給付日額の増額部分については、その際の責任開始期とします。</p> <p>[2]この特約の責任開始の日から起算して2年を経過した後に開始した入院は、責任開始期以後に発病した疾病による入院とみなします。</p> <p>[3]「入院」とは、医師による治療または柔道整復師による施術（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関する施術に限りです。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療または施術が困難なため、病院または診療所等に入り、常に医師または柔道整復師の管理下において治療または施術に専念することをいいます。 （途中省略）</p> <p>[12]「公的医療保険制度」とは、健康保険法等にもとづく医療保険制度をいいます。</p> <p>[13]「骨髄幹細胞の採取手術」とは、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄から骨髄幹細胞を採取する手術をいい、<u>末梢血幹細胞移植</u>における<u>末梢血幹細胞</u>の採取手術を含みます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。</p>	<p>第5条補則</p> <p>[1]この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始期とし、復旧または入院給付日額の増額の際の入院給付日額の増額部分については、その際の責任開始期とします。</p> <p>[2]この特約の責任開始の日から起算して2年を経過した後に開始した入院は、責任開始期以後に発病した疾病による入院とみなします。</p> <p>[3]「入院」とは、医師による治療または柔道整復師による施術（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関する施術に限りです。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療または施術が困難なため、病院または診療所等に入り、常に医師または柔道整復師の管理下において治療または施術に専念することをいいます。 （途中省略）</p> <p>[12]「公的医療保険制度」とは、健康保険法等にもとづく医療保険制度をいいます。</p> <p>[13]「骨髄幹細胞の採取手術」とは、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄から骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。</p>	<p>次の特約における、総合医療特約が同時に付加されている場合または5年ごと利差配当付医療定期保険等に付加されている場合で、みなし疾病入院(※)中にがん以外の成人病等を併発したときに、（成人病等の併発日ではなく）みなし疾病入院の開始日に遡って成人病入院給付金等を支払う取扱いについても同様に改定します。</p> <p>(※)骨髄幹細胞の採取手術を直接の目的としている入院等を疾病原因の入院とみなす取扱い。</p> <ul style="list-style-type: none"> 成人病入院特約(09) 女性疾病入院特約(09) 		

改定後	旧：現行	備考		
<p>第7条（手術給付金の支払い）</p> <p>① 次表に定めるところにより、手術給付金を被保険者に支払います。</p> <table border="1" data-bbox="98 272 958 587"> <tr> <td data-bbox="98 272 232 587">1. 支払理由</td> <td data-bbox="232 272 958 587"> <p>被保険者が次の条件をすべて満たす手術を受けたときに支払います。</p> <p>イ. 次のいずれかの手術であること</p> <p>(1) この特約の責任開始期^[1]以後に発生した^[2]疾病または傷害を直接の原因とし、その疾病または傷害の治療を目的とした次のいずれかの手術^{[3][4]}</p> <p style="text-align: center;">(途中省略)</p> <p>(2) この特約の責任開始の日から起算して1年を経過した日以降に受けた骨髄幹細胞の採取手術^[9]</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p>	1. 支払理由	<p>被保険者が次の条件をすべて満たす手術を受けたときに支払います。</p> <p>イ. 次のいずれかの手術であること</p> <p>(1) この特約の責任開始期^[1]以後に発生した^[2]疾病または傷害を直接の原因とし、その疾病または傷害の治療を目的とした次のいずれかの手術^{[3][4]}</p> <p style="text-align: center;">(途中省略)</p> <p>(2) この特約の責任開始の日から起算して1年を経過した日以降に受けた骨髄幹細胞の採取手術^[9]</p>	<p>第7条（手術給付金の支払い）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p>	<p>次の特約および保険種類についても同様に改定します。（条番号等は商品によって異なります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども総合医療特約 ・5年ごと利差配当付医療定期保険 ・5年ごと利差配当付医療終身保険 <p>（無配当医療定期保険(09)および無配当医療終身保険(09)についても同様に取扱いします。）</p>
1. 支払理由	<p>被保険者が次の条件をすべて満たす手術を受けたときに支払います。</p> <p>イ. 次のいずれかの手術であること</p> <p>(1) この特約の責任開始期^[1]以後に発生した^[2]疾病または傷害を直接の原因とし、その疾病または傷害の治療を目的とした次のいずれかの手術^{[3][4]}</p> <p style="text-align: center;">(途中省略)</p> <p>(2) この特約の責任開始の日から起算して1年を経過した日以降に受けた骨髄幹細胞の採取手術^[9]</p>			
<p>第7条補則</p> <p>[1]この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始期とし、復旧または入院給付日額の増額の際の入院給付日額の増額部分については、その際の責任開始期とします。</p> <p>[2]この特約の責任開始の日から起算して2年を経過した後に受けた手術については、責任開始期以後に発生した疾病または傷害を直接の原因とする手術とみなします。</p> <p>[3]異常分娩を直接の原因とする、公的医療保険制度において保険給付の対象となる手術は、疾病を直接の原因とする手術に含めます。</p> <p>[4]美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、健康診断・人間ドックにおける検査のための手術などは「治療を目的とした手術」には該当しません。 (途中省略)</p> <p>[9]「骨髄幹細胞の採取手術」とは、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄から骨髄幹細胞を採取する手術をいい、<u>末梢血幹細胞移植</u>における<u>末梢血幹細胞</u>の採取手術を含みます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。 (以下省略)</p>	<p>第7条補則</p> <p>[1]この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始期とし、復旧または入院給付日額の増額の際の入院給付日額の増額部分については、その際の責任開始期とします。</p> <p>[2]この特約の責任開始の日から起算して2年を経過した後に受けた手術については、責任開始期以後に発生した疾病または傷害を直接の原因とする手術とみなします。</p> <p>[3]異常分娩を直接の原因とする、公的医療保険制度において保険給付の対象となる手術は、疾病を直接の原因とする手術に含めます。</p> <p>[4]美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、健康診断・人間ドックにおける検査のための手術などは「治療を目的とした手術」には該当しません。 (途中省略)</p> <p>[9]「骨髄幹細胞の採取手術」とは、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄から骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。 (以下省略)</p>			